第〇条　遺言者は、祖先の祭祀を主宰すべき者として、前記長男川越一郎を指定する。ただし、遺言者の死亡以前に前記長男川越一郎が死亡していた場合は、遺言者は、祖先の祭祀を主宰すべき者として、前記孫川越夏郎を指定する。